

150425「市民協働フォーラム」で作成した各グループの条文案			市民案への盛り込み等
	テーマ	条文案	
1	コーディネーター	地域づくりのために、地域・行政・企業・NPO等から独立した機関により、コーディネーター(プロデューサー・デザイナー)を養成する。	第6条(1)及び第7条に盛り込みました。
2	啓発	本条例を活用するため、次の活動を行う。 1. 岡山市は協働の現状および活用可能な資源について、双方向の情報共有に留意して公表する。 2. 市長、議員、市職員は各事業予算立案の際に協働のまちづくりへの効果を検討する。 3. 市民(各種法人を含む)は、協働のまちづくりのため意見を述べ、活動する。	第6条(5)(7)第8条、第5条に盛り込みました。また第11条も関連するものと考えます。
3	評価	<ul style="list-style-type: none"> 協働をすすめた企業を表彰し、「協働カード」を与えることとする。 協働のまちづくりを促進するため、公益活動を担う団体(企業・大学・NPO等)の拡大に努める 協働推進に積極的にとりくむNPO団体・当事者等に「協働カード」を発行、協働を推進する。 行動計画を策定しなければならない 毎年審査会において評価を行うものとする 評価結果を公表して改善 評価委員会の設置 ※民間数社、数名の参加 協働推進会を設置する(公募委員も含む) 協働推進行動計画を策定し、毎年評価をする 3年ごとに見直す 	第6条(8)(3)、第13条、第12条に盛り込みました。なお、表彰や評価の具体的な方法や基準・仕組みなどを今後検討していくことが必要だと考えます。
4	人材育成	協働を理解、推進するため、行政とNPO等が協働して、地域の教育現場や行政機関を活用して、人材育成に取り組みます。	第6条(2)に盛り込みました。
5	資源提供	地域の課題を共有するコミュニティーごとに、地域の資源を活かしたまちづくりを協働で実施します!!	第6条(7)にもり込みました。また第1条目的にも関連すると思われました。
6	情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 第五条 その活動に協力するよう努めるものとする ⇒ その活動に努めるものとする 市は情報共有を促進するための施策(市民と職員の合同会議等の実施)に努めなければならない 	第5条、第6条(4)に盛り込みました。
7	窓口の一本化、市の体制・仕組み	地域を支える行政、職員を育てる地域(育ちあう市民)になります。そのために、隠し事なく話し合い、未来思考で考えられる体制・しくみづくりをめざします。	第9条に盛り込みました。また第2条協働の定義、第11条協議とも関連する内容と考えます。
8	議論・協議	町内会及び各種地域団体、組織活動のあり方について議論する場を設けます。	地域団体、組織活動についての議論に限定するのではなく、広く議論する場として、第11条に盛り込みました。
9	交流	行政、公民館、NPO、企業、大学、市民が集まれる様々な交流の場をつくり、つながりと信頼関係(理解?)を深めるよう努めます。	第6条(6)に盛り込みました。
10	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 市民および地域団体の課題を発信することができる機会を保障 市民および地域団体は発信された課題を解決するための情報を提供する 上記を実施するための資源を地域拠点に設置する 	第6条(4)、(1)に盛り込みました。
11	団体育成	<ul style="list-style-type: none"> 協働における各種団体(住民自治組織、NPO、企業、市民、議会)の定義、役割が認識され、条例で定めることにより、協働を進めることができる。 協働事例(まちづくり)の成果や今後の取り組みについて報告・共有する議会を「市民議会」等として設け、政策立案につなげることとする 	第6条(3)、第11条に盛り込みました。
12	拠点	(附則的な)地域拠点が有する機会については各小学校区に設置する作業部会において定めることとする。	第6条(1)に盛り込みました。